

(令和6年10月1日郵便料金改定によるもの)

# 予 納 郵 便 料 一 覧 表

東京高等裁判所民事訟廷事件係

事件の種類別 予納額		控 訴	抗 告			上告提起 上告受理申立て 特別上告提起	特別抗告提起 抗告許可申立て (当事者1名につき)	高裁第一審 再審
			一 般 (当事者1名につき)	民 事 執 行 借 地 非 訟	家 事			
郵便切手の場合	総 額	6,000円	3,000円	5,500円	4,000円	6,000円	3,000円	控訴に同じ
	内 訳	500円 8	500円 4	500円 8	500円 4	500円 4	500円 2	控訴に同じ
		110円 10	110円 2	110円 6	110円 6	350円 6	350円 2	
		100円 5	100円 4	100円 5	100円 11	110円 8	110円 5	
		50円 5	20円 9	20円 7	20円 8	100円 7	100円 4	
		20円 5	10円 20	10円 20	10円 8	20円 10	20円 10	
		10円 5				10円 12	10円 15	
備 考	当事者1名増すごとに 1,500円の組合せを2組追加 〔内訳〕 500円 2枚 110円 2枚 100円 2枚 10円 8枚  ◎附帯控訴について 3,000円 〔内訳〕 500円 4枚 110円 4枚 100円 4枚 20円 6枚 10円 4枚 当事者1名増すごとに 1,500円の組合せを1組追加	当事者1名増すごとに 上記の組合せ(3,000円分)を1組追加  ◎再抗告について 上記の組合せ(3,000円分)のほかに当事者1名につき、1,500円の組合せを1組追加  ◎DV事件については家事抗告の例による	当事者1名増すごとに 抗告「一般」の組合せ(3,000円分)を1組追加  ◎再抗告について 抗告「一般」の組合せ(3,000円分)のほかに当事者1名につき、1,500円の組合せを1組追加	当事者1名増すごとに 抗告「一般」の組合せ(3,000円分)を1組追加  ◎再抗告について 抗告「一般」の組合せ(3,000円分)のほかに当事者1名につき、1,500円の組合せを1組追加	当事者1名増すごとに 計3,000円を追加 〔内訳〕 500円 2枚 350円 2枚 110円 8枚 100円 3枚 10円 12枚	当事者1名増すごとに 上記の組合せ(3,000円分)を1組追加  特別抗告提起、抗告許可申立ての両方を申し立てる場合、特別抗告提起、抗告許可申立てのそれぞれに必要な	控訴に同じ	
金 額	6,000円	3,000円	5,500円	4,000円	6,000円	3,000円	6,000円	
現金の場合	備 考	当事者1名増すごとに 3,000円を追加  ◎附帯控訴について 3,000円  当事者1名増すごとに 1,500円を追加	当事者1名増すごとに 上記の金額(3,000円)を追加  ◎再抗告について 上記の金額(3,000円)のほかに当事者1名につき、1,500円を追加  ◎DV事件については家事抗告の例による	当事者1名増すごとに 抗告「一般」の金額(3,000円)を追加  ◎再抗告について 抗告「一般」の金額(3,000円)のほかに当事者1名につき、1,500円を追加	当事者1名増すごとに 抗告「一般」の金額(3,000円)を追加  ◎再抗告について 抗告「一般」の金額(3,000円)のほかに当事者1名につき、1,500円を追加	当事者1名増すごとに 3,000円を追加	当事者1名増すごとに 上記の金額(3,000円)を追加  特別抗告提起、抗告許可申立ての両方を申し立てる場合、特別抗告提起、抗告許可申立てのそれぞれに必要な	控訴に同じ

【注】現金の予納は、電子納付、窓口納付、専用の用紙による口座振込の方法によります。